

第2次DV防止基本計画の実施状況及び第4次男女共同参画のまちづくりプランで推進する事業について

基本目標	施策の方向	事業名称	事業内容	平成29年度実施状況	平成30年度版年次報告書 (平成29年度の取組状況)	第4次男女共同参画の まちづくりプラン	担当課	
I 教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発	1 DVの防止・啓発	市民一人ひとりがDVを身近な問題として考えるきっかけづくりを目的として、女性に対する暴力防止をテーマにした講座や講演会を開催します。DV被害者に対して、広く相談窓口についての周知を行うため、パンフレットの作成を行います。DV防止を含むDV全体に関するものを継続して周知・啓発します。外国人のDV被害者に対して、支援に関する情報を適切に提供するため、パンフレット等で適切な情報を提供します。	DV防止セミナーを開催した(参加人数:60人)女性に対する暴力に関する調査や情報を収集し提供した(男女共同参画推進センター・図書館76冊)。	P112 事業番号:162・163 P116 事業番号:174	事業番号:152	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
		2 女性に対する暴力をなくす運動の周知	企画で実施している「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日~25日)を周知するとともに、女性に対する暴力の根絶に関する取組を強化し、意識啓発や教育の充実を図ります。	情報「You&Me〜夢〜」のトピックス欄及び市ホームページにてDV及び「女性に対する暴力をなくす運動」を周知した。また運動期間中、若狭区役所においてテートDV防止啓発品の配布やポスターの掲示を実施した。	P112 事業番号:164 P116 事業番号:174	事業番号:153	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
	2 学校等における人権教育の推進	3 人権教育の推進	市立学校における児童生、教職員の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、人権啓発・人権作文の募集及び募集、さらに人権啓発資料「ひまわり」をはじめとする各種啓発資料等の発行などに取り組む。	市立幼稚園を含む全ての市立小・中・高専・特別支援学校、及び人権教育委員会、公民館等において、人権に関する研修会や講座を開催した。市立小・中学校より募集した「人権標語」「人権作文」の募集発表形式を開催するとともに、展覧会と優秀賞受賞作品を掲載した「人権教育ニュース」(2回)を作成し、市立小・中学校、人権教育委員会、公民館、図書館等に配布した。平成29年度は人権啓発資料「ひまわり」に替えて「人権教育指導プラン(教師用)」を改訂し、新たな人権啓発推進するなどの取組の充実を図る。	P36 事業番号:1 P44 事業番号:25 P116 事業番号:175	事業番号:6	人権教育推進室	
		4 学校人権教育研修会の開催	市立学校における児童生、教職員、保護者の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、個別の人権課題をテーマとした人権教育研修会・講演会などの開催を実施します。	校内における人権教育研修会のための人権教育啓発ビデオ/DVD貸出や人権啓発講座に関する研修会を開催した。市立幼稚園を含む全ての小・中・高専・特別支援学校167校において、人権教育研修会や講演会を開催した。	P40 事業番号:13	事業番号:155	人権教育推進室	
		5 男女平等の視点からの生活指導・差別指導	高等看護学院に在籍する全学生を対象として、男女の区別なく専門職人として知識・技術・感性豊かな人間性を身に、男女平等の視点から指導・教育を行います。	男女の区別なく、成績や学生生活に悩む学生とその保護者を対象に、面談・支援を実施した。	P116 事業番号:175	事業番号:175	高等看護学院	
		6 学校保健事業・健康教育の推進	高等看護学院における教育課程の一環として、成人看護学・小児看護学・母性看護学の講義において、学生に性教育、健康教育を実施します。	専門領域の成人・小児・母性看護学及び老年・精神看護学において性に関する教育や健康教育を実施した。	P116 事業番号:175	事業番号:175	高等看護学院	
	3 若年層に対する予防的取組の推進と相談体制の周知	7 テートDVの防止・啓発	若年層に対し、あらゆる機会を活用してテートDVの防止・啓発を図るため、リーフレット等を作成・配布するとともに、出前講座を実施します。市立中学校及び高等学校の生徒に対して、テートDV防止リーフレット等を作成し、配布する。市立中学校及び高等学校教職員に対しても、テートDV防止の視点から研修会を開催します。	テートDV防止出前講座を開催した(埼玉大学:1105名)。テートDV防止啓発リーフレットを市立中学校及び高等学校各2年生に配布した。市立高等学校教職員と、市立中学校教職員希望者対象の「テートDV防止研修会」を開催した。市立中学校教職員研修会「人権教育推進プラン(教師用)」を改訂し、新たな人権啓発推進するなどの取組の充実を図る。	P116 事業番号:176	事業番号:154 155	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
		8 通報体制の周知	DV被害者の早期発見に努める必要があるため、男女共同参画社会情報「You&Me〜夢〜」などにおいて、DV被害者の早期発見や通報体制について周知します。	男女共同参画社会情報「You&Me〜夢〜」において、DVの早期発見や通報体制に関するトピックスを掲載した。男女共同参画推進センター(若狭)「誰の」において、DV電話相談や悩み相談などの各種相談を周知した。	P112 事業番号:164 P118 事業番号:177	事業番号:163 164	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
	II 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実	9 通報体制の整備	医療・保健・福祉関係機関などとの連携により、DV被害者の早期発見に努めます。	市内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を年2回(9月・3月)実施し、DV被害者の早期発見のための児童相談所、保健所、福祉関係機関との連携・協力を強化した。	P126 事業番号:186	事業番号:164 183	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)
			10 24時間児童虐待相談電話の充実	増加傾向にある児童虐待相談に早期対応することで、DV被害者の発見につながる可能性があるため、24時間365体制児童虐待相談電話を受け付けます。	児童虐待相談電話を24時間365日実施し、1,117件の電話(虐待通告215件、その他902件)を受け、5件の緊急対応、一時保護を実施した。	P118 事業番号:177	事業番号:165	児童相談所
2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実		12 DV相談事業	DV被害者への対応や情報提供のために、さいたま市DV相談センターにおいて婦人相談員がDV被害者の相談に応じ、自立支援に必要な情報提供を行う「女性のDV電話相談」を実施します。また、女性を対象とした法相談、こころの健康相談を実施します。	女性の悩み電話相談(7,071件うちDV相談1,050件)、法律相談(109件)、心の健康相談(29件)を実施した。	P118 事業番号:178	事業番号:168	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
		13 ワンストップサービスの実施	手続きを一元化することでDV被害者の負担軽減と二次的被害の未然防止を図る必要があるため、ワンストップサービスを実施します。	市内の関係機関との連携により、配偶者暴力相談支援センターの周知や相談窓口や相談証明書の発行等をワンストップ化し、DV被害者の負担軽減を図った。	P126 事業番号:186	事業番号:183	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
3 相談体制の強化と周知		14 婦人相談員研修の実施	婦人相談員の相談に対する資質向上を図るために、相談業務及びDV等に関する専門家又は関係機関職員を講師とした研修・スーパーバイスを実施します。	婦人相談員の資質向上のための相談員会議(毎月)及び研修(12回、うち外部講師による事例研修4回)を実施した。	P118 事業番号:177	事業番号:25 184	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
		15 若年層が相談しにくい課題の解消	テートDV相談・相談窓口では、被害経験のある人のうち「どこにも、誰にも相談しなかつた」と回答した人の割合が多いため、若年層向けにメールや専用電話等を整備します。	テートDV未然防止対策の取組について、首都圏九都府市会議において先進事例を研究し情報を共有した。	事業番号:154	事業番号:154	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
		16 男性DV被害者のための相談体制の整備	近年増加している男性のDV被害者に対して適切な対応を行うため、男性のDV被害者に対応できる体制を整備します。	「男性の悩み相談電話」において、DV被害について1件相談があり、被害の実態・状況を把握した。	P52 事業番号:40	事業番号:38	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
		17 人権相談事業	DV被害者を早期に発見し、適切な対応や関係機関との連携を行えるよう、大宮区役所等市内4ヶ所において、法務局ら連携した人権推進委員会が、DV問題を含む人権問題について相談を受け付けます。	毎月第2水曜日に市内4ヶ所の人権相談を実施(年間相談件数89件)、6月1日「人権推進委員の日」に市内4ヶ所すべてで相談を実施した。	P118 事業番号:178	事業番号:166	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
4 多様な被害者への配慮		18 住民相談事業	各区役所において弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対して助言や回答を行います。	弁護士による法律相談(民事一般)を実施した(総件数2,751件のうち、離婚及びDVに関する相談件数1479件)。	P118 事業番号:178	事業番号:167	市民生活安全課 (平成28年度より市民生活安全課と統合)	
		19 多様な被害者への配慮	高齢の相談者、障害のある相談者に対して、適切な相談や支援を行います。日本語で十分なコミュニケーションがとれない外国人に対しては、関係機関と連携し、多言語で相談が行える体制の整備を図ります。	シニアサポートセンター等と連携し、適切な相談や支援を実施した。またDV相談センターの案内チラシ(英語版、中国語、朝鮮語、韓国語)を区役所など市施設に配布した。	P120 事業番号:179	事業番号:170	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
	20 外国人のための生活相談	市内在住の外国人の悩みや不安等を解消するため、外国人生活相談員を配置し、日常生活を助ける必要に応じて日本語を介在し、必要に応じて日本語生活相談(日本語)及びネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施します。	大宮区くらし応援室において外国人相談を実施した(相談件数135件)。(毎月月曜～水曜日の9時～12時、月:英語・中国語、火:韓国語、水:英語・ポルトガル語、木:中国語)国際交流センターにおいてサロスタップ(市民ボランティア)による緊急生活相談及びネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施した(相談件数93件)。(中国語:毎週火曜、英語:毎週水曜、韓国語:毎週木曜)。	P120 事業番号:179	事業番号:130 169	市民生活安全課 (平成28年度より市民生活安全課と統合)		
	21 外国人のための情報提供	市報「information」欄への英文記事の掲載や、多言語による生活情報誌「ぷらら」の発行など、外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介する情報誌等を配布する。	市報「information」欄への英文記事を掲載した。多言語による生活情報誌「ぷらら」を発行した(日本語、英語、中国語、韓国語、朝鮮語、スペイン語)年6回発行した。外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介する情報誌等を配布した。	P120 事業番号:179	事業番号:171	観光国際課		
III 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備	22 被害者の緊急時における一時保護事業	DV被害者について、面接相談により緊急保護が必要と判断した場合には、埼玉県婦人相談センターへ一時保護を依頼します。避難所や関係機関と連携し、必要な情報提供を行うなど、迅速かつ適切に対応することでDV被害者の一時保護に至るまでの安全を確保します。	一時保護に当たり各区福祉課、児童相談所等関係機関への連絡・調整を実施し、婦人相談センターへの入所を依頼した(入所件数:10件)。	P120 事業番号:180	事業番号:174	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
		23 民間団体への支援	市内民間団体の運営するシェルターに対し、補助金を交付することが被害者の緊急時における安全の確保につながるため、それらに対する財政的支援などを行います。	さいたま市民間緊急一時避難施設助成金を交付した(2団体に対し、家賃補助各40万円)。	P120 事業番号:180	事業番号:174	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)	
	2 被害者及びその関係者に係る情報の保護	24 母子緊急一時保護事業	現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にして生活相談又は生活指導を必要とする必要がある母子(子は義務教育終了前)を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。	緊急一時保護を必要とする母子(義務教育終了前)の母子生活支援施設入所に必要な保護を実施した(入所件数:13件)。	P120 事業番号:180	事業番号:173	子ども家庭総合センター総務課 (平成28年度より子ども家庭総合センター総務課と統合)	
		25 住民基本台帳の閲覧等の制限	現住所などの被害者の情報を保護するため、各区役所民課において配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者からの支援措置の申し出を受け、措置の必要性がある判断した場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写しなどの交付、及び戸籍の附票の写しの交付などを制限し、被害者の情報の保護を行います。	被害者情報の保護のための支援措置を実施した。支援措置対象者(申出487件、申出者とあわせて支援を受ける者の数63件(平成29年12月現在))。	P120 事業番号:181	事業番号:176	区政推進室	
26 情報管理の徹底	被害者の安全を確保する場合、関係所庁をはじめとした各種情報を保護する必要があります。被害者及びその関係者に係る情報管理の徹底を全庁的に取り組みます。	関係機関に配布している「さいたま市一時保護マニュアル」において、被害者等の情報管理の徹底を周知した。	P120 事業番号:181	事業番号:175	人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合)			

